

和田春樹教授著 『アジア女性基金と慰安婦問題—回想と検証』 合評会

東京大学大学院 総合文化研究科

グローバル地域研究機構アジア地域研究センター

韓国学研究部門

2016年12月6日 東京大学駒場キャンパス 18号館 4階コラボレーションルーム1

発表：熊谷奈緒子

全体的なコメント

本書はアジア女性基金の活動、運営、内部での議論について、著者が基金当事者としての経験と視点から記録、分析したもの。時系列的かつ 이슈ごとの体系的記録であると同時に、著者の基金当事者としての各方面との対話、交渉記録も多く記述されている。特に、韓国側の情報、資料のみならず、著者が韓国で持つ人的つながりと信頼からこそ得られた情報、知見、さらには日韓の反基金派側との著者の対話、反基金側の言説も広く記録紹介されており、そこにおいては相手側の事情や外的状況も示された上で考察がなされている。ゆえに本書は全体として客観性が十分に保たれており、基金の活動記録と評価を総合的に知ることができる。

アジア女性基金は国民と政府の協働での償い事業という日本のみならず世界でもおそらく初めての事業であり、その過程で様々な困難、紆余曲折があったことが本書から分かる。多くの困難は基金の性格を政府と民間の役割分担の間でどう位置付けるかという点に収めんとする。それは基金が果たす道義的責任の意味、償い事業の公的性格をめぐる点である。基金は償い事業、歴史事業、女性尊厳事業で大きな役割を果たしたが、本書は基金の事業の困難の過程の記述と考察に重点を置く。その過程の記述と考察にこそ、慰安婦問題の今後の真の和解策への、他の歴史認識問題、戦後補償問題解決に向けての洞察や知恵が多く読み取ることができる。

本書は学術書ではあるが、著者の平易かつ明快な叙述のために非常に読みやすい。専門家のみならず、広く一般読者、特に若い世代にも読まれるべき。

以上の観点から特筆すべき本書の指摘、論点は以下の点である。

強制連行や挺身隊言説

第1章、第2章での強制連行や挺身隊言説の源流とその展開が詳述されている（特に、千田夏光、金一勉、そして吉田清治の系譜）。

歴史的事実が、公式文書や直接体験だけではなく想像や文学的表現で語られることでいかに変遷、継承しうるかを示している。山下英愛先生が提示された「どうして挺身隊説が韓国社会で根強く残ったのかをこそ考えるべきだ」という点とともに、今後の真相究明努力において活かせる洞察である。

基金の組織運営面、外交を通じての和解作業という側面におけるさらなる事実解明の必要

性

本書で紹介解説されている基金の事業活動経歴について、まださらに知りたい点も残る。アジア女性基金の多くの資料は基金のホームページにもまだ公開されていないという事情（10頁）とも関連があると思われる。

さらに明らかにしたいと思われる点は、特に基金の組織運営面と基金の外交の文脈での位置づけである。具体的には（1）基金のコンセプトと道義的責任についての基金内部での議論について、（2）基金事業の対象とならなかった国々（北朝鮮、マレーシアなど）との交渉経緯と結果、（3）理事会、運営審議会、呼びかけ人といった基金側アクター間の関係、（4）基金と外務省との関係、（5）償い事業対象国によって異なる交渉アクターと方式となった背景、（6）基金の節目となる活動（例えば償い金お渡し）をめぐる日韓政府の相互対応などである。

基金の基本コンセプト：政府拠金の有無

著者は、政府拠金の有無が基金のコンセプトの中心と考える（207-208頁）。しかし被害者側から国家補償が強く要求されていた1990年代半ば当時でさえ、被害者からの基金への信頼は政府拠金の有無にのみ必ずしも拠らなかつたのではないかと、とも評者には思われる。基金がより成功するために必要であった要素を、法的責任の存否、謝罪の在り方など他の要素も合わせて総合的に検討することが必要とおもわれる。

基金の道義的責任の基金内での理解について

著者を含めた数名の基金関係者から出ていた道義的責任の積極的意味（公共性の担い手としての基金、道義的償いの尊さ）の議論は基金内でどれだけ議論、共有されていたのか。内省を通してのみ償える道義的罪（ヤスパース『戦争の罪を問う』1998年。オリジナル1946年）を集団で償うことを目指した基金の先進性は、さらに強調されてもよいのではないかと。

女性国際戦犯法廷についての評価

加害者処罰を民間法廷という形で行った女性国際戦犯法廷に対する著者の法的評価は、慰安婦問題において当初から問題となり続けていた、誰がどのような責任をとるべき、とりうるのかという問題を根底から問い直す貴重な示唆を多く含む。また今後の問題真相解明と和解、特に移行的正義（Transitional Justice）の視点からの重要な示唆もある。特筆すべき著者の評価、指摘は以下の通り。

-慰安婦事態が犯罪であるならば女性国際戦犯法廷は天皇、司令官、部隊長だけではなく直接の被害を下した兵士の罪も法の平等の下に問われるべき（104頁）。

-兵士も犯罪者であるのに法廷で証言すれば刑事責任を免責するという判定を下さないままに証言させたのは手続き的に問題（275頁）。

- 女性国際戦犯法廷における慰安婦の数や被害についての認定が検証不足（272頁）。
- 審理対象の選択性：女性国際戦犯法廷が慰安所と違う準「慰安所」現象や強姦などを混同して加害形態として審理していること、マパニケなど審査される事例の選択がいわばランダムであること（273頁）。
- 天皇有罪のみを問うことの問題点は、これまでの戦争責任の問い方（軍部以外の天皇と国民の責任が戦後不明確にされてきた点）への問題提起になる（276頁）。

基金の歴史事業、真相究明：基金の活動が示す今後の教訓

- 本書によれば、1990年代半ばの国連でのクマラスワミ、マクドゥーガル報告における誤った事実認識の修正を、基金は2004年に基金のパンフレットでマクドゥーガル報告の事実内容の誤りを指摘することで行った（291-293頁）。国際社会において間違った事実、誤解が2000年代に蔓延したことを考えれば、基金の真相究明の役割が早い段階から十分に発揮されていればと評者には思われる。
- 歴史事業において慰安婦関係資料委員会が既に発見公表されている資料の他に独自に資料の発見と公表をめざしたが、内閣府に残っていると考えられる資料（河野談話作成過程で獲得された資料）は提供されなかった（244頁）、とのこと。その事情を評者は知りたいと思うとともに、今後の真相究明努力のためにも資料公開への働きかけの努力が必要と思われる。この点と関連して、アジア女性基金の資料でまだ公開されていない多くの資料（10頁）の将来の公開も望まれる。

基金の女性尊厳事業

- 本書にアジア女性基金の女性の尊厳事業についての章が追加されるとさらに望ましい。基金の女性の尊厳事業（DV,セクハラ、武力紛争下での女性の人権侵害、人身売買、子供の性の商品化などの問題への取り組み）の先見性と先駆性は特筆すべき。